

参議院文教委員会會議録第九号

昭和三十三年三月七日(木曜日)午前十一時五十九分開会

委員の異動

三月六日委員佐野廣君辞任につき、その補欠として小瀧彬君を議長において指名した。

本日委員松澤靖介君辞任につき、その補欠として木下友敬君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 岡 三郎君
理事 有馬 英二君
野本 品吉君
矢嶋 三義君

委員

田中 茂穂君
林田 正治君
吉田 萬次君
安部 清美君
高田 なほ子君
松永 忠二君
湯山 勇君
加賀山之雄君

國務大臣

文部大臣 磯尾 弘吉君

政府委員

文部大臣官房 天城 勲君
會計参事官 内藤 三郎君
文部省初等中等教育局長 緒方 信一君
文部省大学学術局長 小林 行雄君
文部省管理局長 小林 行雄君

厚生省公衆衛生局長 山口 正義君
厚生省公衆衛生局環境衛生部長 楠本 正康君
建設省計画局長 町田 稔君
事務局側 常任委員 工業 英司君
会専門員 會計検査院事務局長 小宮 賢一君
建設省住宅局建築指導課長 保岡 豊君
會計検査院事務局長 保岡 豊君

説明員

建設省住宅局建築指導課長 小宮 賢一君
會計検査院事務局長 保岡 豊君

本日の會議に付した案件
○教育、文化及び學術に関する調査の件(教育環境の浄化に関する件)
○理科教育振興法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(岡三郎君) これより文教委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について報告いたします。昨日佐野廣君が、また本日松澤靖介君がそれぞれ委員を辞任され、その補欠として小瀧彬君及び木下友敬君が選任されました。

○委員長(岡三郎君) 次に昨日の委員長及び理事打ち合せの結果について報告いたします。

本日の日程は鳩森小学校を中心として教育環境の浄化について政府に質疑を行い、ついで二回にわたる委員派遣報告について二回目の検討を行うこととしました。午後は理科教育振興法の

一部を改正する法律案及び私立大学の研究設備に対する国の補助に関する法律案について質疑を行うことといたしました。次回委員会は都合により来週月曜日十一日に開会し、本院先議の二法律案について質疑を継続することといたしました。

以上報告の通り取り運ぶことに御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(岡三郎君) 御異議ないと認めます。

教育環境浄化に関する件を議題といたします。質疑のある方は順次御発言を願います。

なお、ここで申し添えますが、ただいまのところ政府委員は建設省より計画局長町田稔君、厚生省公衆衛生局長はまだ見えておりませんが、やがて公衆衛生局長の山口正義君が見えることになっております。そのほか文部省より管理局長の小林行雄君が見えております。従いまして現在出席しておる政府委員に対しては質疑を行なうていただきますと思います。

○高田なほ子君 お尋ねをいたしました。最近四月一日から廃春法の一部が発効するような状態になりましたが、こういう状態の中でそれに対応するような旅館業者、あるいはアパート等というものが非常に多いので、二年来ふえてきているようでありますが、建設一般の問題に対して旅館業の健全に発展するというものためにはこれは何ら異議がないわけですから、特

異なこういう状態に対して何か一つの方針といったようなものを持ってもらえるのか。というのは、東京それから大阪というような非常に繁華都市、そういう都市にこういう傾向が多い。特に東京都あたりでは今の吉原にある特飲街の近郊とか、あるいは今問題になっているこの鳩森附近という特異な地区に非常な進出が見られている。これは言うところの潜在廃春を合法化するための施設であるということとは今多くの世論的になっているところだと思ひますが、国全体としてこのような傾向に対してどういうような一方方針をとっていただけるものか、一応お尋ねをしてみたいと思ひます。

○政府委員(町田稔君) お答え申し上げます。ただいまお話のございました旅館等であり望ましくないものに対して、建設省の所管行政の範囲内においてどういうような措置を講ずるつもりかというお尋ねでございますが、建設省といたしましては、都市計画法の施行といたしておるものでございますが、御承知のように、都市計画におきましては旅館その他各種の施設につきましても、この新築等を禁止するのために地域、地区制を活用する権限を有しております。たとえばただいま問題になっております旅館、ホテル等につきましてこの建築を規制する地域、地区といたしましては、住居専用地区、あるいは文教地区、あるいは工業地域、または工業専用地区等の指定が考えられるのでございまして、こういう地区

の、あるいは地域の指定をいたしますという、旅館、ホテル等が建築を規制されるということになるわけです。そこでお話のございましたようないかかわしい行為の行われるような旅館等を一定地域において禁止いたしますために、これらの地区制を活用いたして従来参ったわけでございしますが、今後一そうこの地域、地区制を活用して参りたいと思っております。ただ、これらの地域、地区を指定いたしますにつきましましては、よほどその地域なり地区の状況を調査いたしまして指定をいたしませぬと、たとえば文教地区を指定いたしました際に、いかがわしい旅館の新築が規制はされますが、それとともに正當な旅館が一応同時に制限を受けるということになりますので、そういう点につきまして実は地域、地区の指定にはかなり地元の反対等も従来ございました。それでそういう点も十分考慮いたしまして、ことにこれらの地域、地区を指定いたしますのは市町村長の必ず申し出に基いてやることになっております。この申し出がございしました際には、今後特に今お話のありましたような趣旨を考慮いたしまして処理いたして参りたい、こういうふうに考えております。

○高田なほ子君 地区制の活用についてはこれは当然そうなければならぬと思うのですが、文教地区のような場合でも、最近静かなところにならぬといったようないかかわしい旅館を建てた方がお客様が入りいいというよう

ことで、現に国立の文教地区は、文教地区であるにもかかわらずあの中に旅館が進出するために非常にその住民の方々が困っておったわけですが、幸いにあそこは文教地区設定協議会という組織ができておりましたために、その組織でこういうものを排除していくというのが現状です。でありますから、この地区制を活用しておいても、業者の商魂のたくましさには手をあげていくというのが現状じゃないかと思うのです。従いましてこの地区制を活用しているといながら、地区制の再検討というものが今必要になって来ているのではないかと、住宅専用地区でも、あるいはまた言うところの文教地区にしても、そういう地区制がしかれておつてもなかなか防ぎ切れないのでありますから、そういう地区制のしかれておらないところにあるては、なおさらの次第ではないかと思うのであります。この地区制について、たとえば住居専用地区、こういうふうなものについて再検討する必要はないか、そしてまた市町村長に環境浄化のために専用地区にするための調査とか、状況とかいうものにつきては、特段の私は親切的指導というものが今望まれていいのではないかと、こういうふうにお考えますが、いかがでしょうか。

○政府委員(町田稔君) 地域、地区を指定いたしましたも、これの効果を上げますためには、禁止せられております種類の建築等をさせないように取締りを厳重にしていかなければならないと思うのでございまして、ただいまお話しのごさいましたように単に地域、地区制を指定したからということだけで安心するわけには参らないと思うので

ございます。この指定の目的が十分達成されますように取締りを十分厳重にして参る必要があると存するのでございます。

それからまた、そのために地域、地区制について、その制限の内容等をもう少し強化する必要があるのではないかと、いろいろお尋ねでございしますが、この点につきましては今後十分検討いたしたいと思つておりますが、現在の地域、地区制におきまして、禁止します種類はかなり網羅的になっておりました、それらの種類を特に今後新たに追加していくという必要はないのではないかと、このように考えておるのでございます。ただ、これらの制度があるにもかかわらず、地方の大都市、中都市等におきましては、必ずしもこれらの地域、地区制を活用いたしておられないのが実情でございまして、そのために将来再び現在起つておるような状況が地方の都市にも起るというふうなことがあつてはなりませんので、一つこの際これを機会に都市計画関係の係官を集めて、十分この点につきては、将来のことを考えまして、地域、地区制を活用いたしますように処置いたして参りたい、こう考えております。

○高田なほ子君 大へん積極的な御意見を拝聴いたしまして、申請のない地区に対しても適当な指導方法をとられ、この活用の万全を期するという、大へん積極的な御主張に対して敬意を表するとともに、これが実地を私は強く期待したいと思つております。

もう一点、お尋ねをしたいことは、文教地区の設定は条例で定められるようになっておりますが、実情は文教地区ということになるかと非常に広範囲なものになるわけですね。大学が二つとか、三つとか、高等学校とか、小学校とか、中学校とか、そういうふうな学校の種類が網羅しているような広範な地区は文教地区に設定し得るようになっておりますが、小学校が二つとか、あるいは三つというふうな場合にはなかなか文教地区設定ということが現状としてむずかしいのではないかと、思ひますが、文教地区の範囲をもう少しせばめて、現状に即しながら教育環境を守つていくとする、そういう考え方は今、企画の方にはございませんか。

○政府委員(町田稔君) ただいまの高田先生のお話の通りでございまして、文教地区は従来の運用をいたしましては大学を中心として運用をいたして参りました。それで御承知のように、東京におきましては十一の地区の指定がございまして、それで小学校等を中心として文教地区を設定いたしますという、大体三百メートル程度の範囲で文教地区を指定いたしましたも、東京都が文教地区になつてしまふのではないかと、これはいかにともども実情に沿わないのではないかと、このように考へます。そこで文教地区のいろいろの規制の内容は条例で定められることになつておりますが、この条例の場合によりましては、内容をいろいろ検討して、小学校を中心として文教地区の指定をすることが実情に沿うように検討するというのが一つかと思つて、それからそれがなかなか実は困難である場合には、むしろ同じような効果を上げる住居専用地区の制度を活用

していく。やはり文教地区は単に環境の浄化ということばかりでなくて、そこを中心としていけば一種の教育のセンターにしていくという従来の運用の方法をそのまま持ち續けて、むしろ今回のような事態を起らせないようにするためには、住居専用地区でいくということも実情に沿うのではないかと、このように考えております。この点は今後至急一つ検討いたしたい、こう考えております。

○高田なほ子君 なるほど小学校の数が非常に多いわけですから、せいぜい三百メートル範囲ぐらいのところを線を切つても、東京都全体が文教地区になつてしまふわけですが、私もそれはそれでいいのではないかと、私どもはそれではあまり現実ばなれをしまふと思はれるような地区にのみこういうことが、小学校を中心とする小さな文教地区——名前はどうかでもいいのですが、そういうふうなものが考慮されてもいいのではないかと、これが一つです。

もう一つは、住居専用地区に施設として指定しても、既存の建物については何ら制約が今のところないようには私考えられます。たとえば旅館業法の中にもありますけれども、風紀を乱すおそれのあるような者を泊めても、これは罰則にもならないし、また罰則規定もないようですが、そういうふうな旅館が現にあるのですが、住宅専用地区に指定しても、そういうものに対しては何ら打つ手がないとなれば、せっかく住宅専用地区を指定してもその目的を達することができないのではないかと、この心配を非常に多く持つてゐるわけ

けなのですが、専用地区設定と同時に既存の風紀を乱すおそれのあるような、このようなものに対してはどういう具体的な手を打つていったらば所期の目的を貫徹することができるか、こういうことなのです。二つの問題です。

○政府委員(町田稔君) お答え申し上げます。文教地区の指定、あるいは運用につきては従来の方針を少し広め、むしろ特に環境を悪化するような状態の顕著なところについては、小学校を中心としてもそういう地区の指定ができるように考えたらどうかというお話でございまして、この点はそういうことも考え得ると思うのでございまして、十分検討をいたしたいと思つております。

それから住居専用地区、あるいは文教地区にいたしまして、指定をいたしました後の新築はとめられるが、既存のものについてはどういう処置ができるかという第二のお尋ねでございまして、建築基準法の第十一条には用途地域や地区を指定いたしました場合に、既存の建築物がその用途地域や地区の目的に合致しないという場合には、一定の条件をもつてこれを除却できるといふ道は開いてございまして、たゞ、その条件が非常にむずかしいのでございまして、市町村の議会の同意を得て損害を補償して、除却する必要があります。そこで事実市町村の財政上の問題等もございまして、実行が困難な場合が多いのはございまして、法律的にはそういう道を開いてございまして。

○高田なほ子君 基準法の第十一条の行使については一つの道であらうかと

思うのですが、具体的に予算が必要になつてくるわけですが、現在、冒頭に申し上げたような、どんな業者の商魂で美しい環境が破壊されていくという実情に至つた場合には、当然こういう問題が具体的に出てくると思ひますが、建設当局としては、こういう場合に備える予算というのは、本年度のくらい取つておられますか、また、鳩森の小学校の場合は本年度中に解決するということがあつたのですが、本年度中ということになると、すでに予算の中にこういうものは組まれておられればそれはできないように思ひますけれども、予算の方面からその二点についてお尋ねをします。

○政府委員(町田穂君) この除却についての市町村が補償する場合、国の補助は従来全然計上いたしておられません。国からの補助はございません。ただ、実際問題といたしまして、従来こういう除却命令を出したことはないのをごさいます。それで今回の場合、東京におきまして、もし十一條を發動するといふならば、東京都の単独の予算でこれを実行するということになると思ひます。

○高田なほ子君 この際十一條の条文はどういうふうなことを解釈するの、一応伺つておきたいと思ひます。なぜなら、この除却命令が出た例が今までないようなお話でありましたが、十一條の条文には「条例の規定に適合しなくなり、且つ、公益上著しく支障があると認められるに至つた場合において」と云々とあります。この場合に、公益上著しく支障があると認められるということになると、都市計画の一部が改正されて、道路がここに敷

けるようになった、そういうような場合に、これは困るから立ちのけというやうなことが主になつてゐるのではないかと、風紀上の問題は顧慮されてないのじゃないかというように解釈せられますが、鳩森の場合は、この十一條が具体的に適用されるものなのではないか、その点をお伺ひします。

○政府委員(町田穂君) この公益上著しく支障があると認められるに至つた場合とございます。これは用途地域を指定いたしまして、その指定をした目的に反する建物が従来から建つておつた、しばらくの間はその建物の存置を認められておつたが、だんだんそれが周囲に住居等が建つてきて、いかにもその建物が事情の変更等によりまして、用途地域の指定がひびくようになって、そういう場合には公益上著しく支障があると認めまして除却を命ずる、こういうふうに解釈いたしております。

○高田なほ子君 わかりました。

○委員長(岡三郎君) なおこの際ちょっと申し上げますが、厚生省公衆衛生局長の山口正義君が出席しておられますので、質問の方は合せてお願いいたします。

○高田なほ子君 もう一点、鳩森小学校の参考人と呼んでおられた事実なんです、非常に建築違反が多いという、十六軒も、今建てつつあるものの中にも建築違反があるということで大へん驚きました。建設省は基本方針として今の住宅難あるいは住宅地、土地が非常に高いために一応建築率というものを設けてゐるわけなんです、そういう建築率というものは、具体的に非常にもう通用しなくなつておるのじゃないかというおそれをお持ちつたわけなんです。ただどんな地域を選定しても建築率が無視されて、それが公々然とまかり通つて、違反であるうが何であるうが、どんだんどうん突貫工事建てておまう、こういうやうな状態に対しては、私は建設当局の方針が違つてきておるのじゃないかという見方をしておるのですが、この点はどうかでしようか。

また、そういう違反のものに対してはどういう指導がされておるものでしようか。二点お伺ひします。

○政府委員(町田穂君) ただいま御質問の点は建設省の住宅局の主管になつておられますので、住宅局から建築指導課長が参つておりますので御答弁申し上げます。

○説明員(小宮賢一君) ただいま建築率の違反が相当多いのではないかと、いうお話でございまして、私も違反というものは少数の例がございまして、非常によく目立つものでございまして、そのために相当違反が多いというやうなことが言われているのではないと思ひますが、私も承知しております。簡明では、違反は確かにあるのをごさいますけれども、さほど、ほとんど守られていないというのではないように存じております。

建設省といたしましては、とにかくこういう違反があることは非常に地域の本来の目的から見て適当ではございせんので、こういう違反は十分に監督を厳重にいたしまして取り締まるやうに従来から指導しておるわけでございます。

○高田なほ子君 大へんあなたは認識

不足のように私は思ふのですがね。専門の建築屋だつて建築率なんて今ごろやかましく言つてゐるところはありませんよ、こうなんです。私に對してもそう言うのですよ。ですから建設省は、こういうのはお目こぼしでやつてゐるのじゃないかと思つて私は聞いてゐるのです。取締りをやるというのには、具体的に取締りをやるつもりなんです。その指導方法はどうか。もう一点これをお答え願ひたい。

○説明員(小宮賢一君) 建築基準法を施行しておりますのは、東京都におきましては東京都知事の所管でございまして、東京都知事がその監督をやつておるわけでございます。私も建設省といたしましては、常時東京都知事の實施しておりますことを報告を求めまして、これによつて適正に行われるやうに指導してやつてゐるわけでございます。

○安部清美君 私は文部省小林局長、建設省、厚生省の係の方に二つお伺ひしたいのです。一つは、教育環境の浄化の問題は、われわれ長く教育界におりました者としては、これは教育の一つの大きな基本的な問題でありまして、学校教育の内容充実のために環境をどういうふうな浄化していくかということ、これはもう基本的な大きな問題だと思ふのでありますが、東京都においては昭和二十五年に、東京都の問題を中心にして文部省から通牒を出され、全国に達しが回つてゐる。今回またさらに通牒を出されたやうであります、この通牒を出されて以来今日までの環境浄化についての文部省の態度といひますか、具体的に措置といひますか、どういふ環境浄化をする上に監路があつたと、いわゆる障害点があつたとお思ひになつておるのか、その障害点を除去するためにどういふやうな方途を講ぜられたか、この点を私はお伺ひしたい。同時に今回問題になつております鳩森小学校の問題は、いわゆる風俗営業を中心とした環境の問題であります、その他教育環境には各種のケースがあると思ふのであります。環境の浄化をしなければならぬという点があると思ふのです。こういう点について、文部省ではどういふやうなケースをお考えになつておられるのか。またそういう実態を御承知であれば承わりたいと思ふのであります。これが一つであります。

もう一つは、先般来種々参考人の御意見を承わつて、私も非常に考えさせられた点が多いのであります、文教地区、あるいは住宅地区に指定するといふことはまことにけっこうなことであつて、そういう措置を講ずることによつて、環境が浄化せられることは思われるのであります、全国についてこれを考える場合には、やはり種々の障害点があると思ふのであります、そういう指定をしないで、現行法で、いわゆる建築関係あるいは厚生省関係……この前保健所長の御意見をいろいろ承わりましたが、行政措置が今回の問題のやうなことの起らないやうにするお考えはないかどうか、そういう措置をお考えになつたことがあるかどうか、こういう点についてお伺ひしたいと思ふのであります。

○政府委員(小林行雄君) お尋ねの中にございまして、学校教育を行

なつて参ります上で、教育の環境というところが、仰せの通りきわめて基本的な根本的な問題だと思っております。お尋ねの第一点は、前の昭和二十五年の事件以来今日まで、文部省としてはどういふ具体的な措置をとってきたかという事でございしますが、御承知のように、二十五年の池上のごときは、ちょうど建築基準法の制定の時期でございまして、いろいろ議論があつたのでございしますが、この池上の事件にかんがみまして、建築基準法の中に文教地区の設定という制度を取り上げていただいたわけがございまして、その後幸いに、まあ、進駐軍関係の風紀問題というようなことはございしましたが、これも、それを除いては、それほど大きな事例は、今日までは実はなかったように考えております。ただ、文部省といたしまして、その点については多少手ぬかりがございまして、今日またこうした事態を繰り返すという事はきわめて遺憾なことだと思つております。今後はできるだけ教育委員会、府県教育委員会と緊密な連絡をとりまして、単に通牒を出す、注意を喚起するという程度では、なかなかこうした問題は解決しない、常時不断の注意を喚起する必要があるように思ひますので、そういった点につきましても、文部省としては、今後できるだけ努力をいたして参りたいと思つております。

第二点の鳩森については、これは風俗営業的な問題であるのでありまして、それ以外にどういふものがあるかという事でございしますが、文部省といたしまして考えておりますのは、環境の問題として、騒音の問題が実はあるように思ひます。騒音関係につきま

しては、従来主として基地の航空機による騒音関係の問題が大きかつたわけでありまして、それ以外に、あるいはだんだんに学校の周辺に工場ができるというような事態になつてくる場所もあるように思われまゝ。また交通がひんぱんになつて参りまして、自動車の騒音でかなり学校の授業が阻害されるというふうな事態もあるように考えております。

○委員長(岡三郎君) ここでちょっと政府の方に、私の方からまとめて伺いますが、公聴会といひますか、参考人をつんだ点については、結局四月一日からの売春防止法が施行された後におけるの事態というものも考え合せて、これは非常に大きな問題である、これは鳩森小学校のみではなくして、全国的な問題である、何とかしなければいかん、こういう観点から、われわれは文教委員会でも論議してきたわけなんです。それで岸総理の言つていた、青少年に奮起を要望したつてしようがないと思ふ。結局奮起を要望するには、環境をやはりある程度整備して、青少年にはつらつたる雰囲気を作らなければいかんし、文部当局の方も、道徳教育を推進するのだと、年がら年じゅう言つておられる。こういう根本的な社会道徳の基本的なような問題が起つてきた際は、さらに積極的にやるべきだといふ考え方をわれわれは持つてきたわけなんです。それでそれから何も政府当局のみじゃなくして、現場の教師、われわれ文教当局にある者、すべて一体になつて、急速に押し迫つてくるところの、この公娼が私娼化して、日本全国にそういうふうな性道徳の危機というものがくるような一つの状況を、われわれはその危険を感じているわけなんです。そういう点で、私は二、三点、あつたところ聞きたいのです。計画局長にお伺いしたいのですが……

○安部清美君 委員長、質問の途中な感じです。

○委員長(岡三郎君) 途中でですか。返事がまだですか。

○政府委員(町田稔君) 先刻御質問のございました地区を指定せずに建築を取り締ることができないかというお話でございしましたが、この点につきましても、地区を指定いたしました場合、建築を取り締める観点は、構造上の観点からだけ取り締めておりますが、地区の指定のないところにおきまして、どういふ業種の建築物はおもしろくないからという取締りは、現在のところできないことになっております。

○政府委員(山口正義君) 今回問題になつておりますような不健全な営業を行ひます旅館が出まして、その付近の地区、住民の生活環境に、いろいろ悪い影響を及ぼして問題になつておりますことは、まことに遺憾なことだと思ふのでございしますが、現在の旅館業法が、御承知のように公衆衛生立法でございまして、その設置場所について、公衆衛生上の見地からいろいろ規制をする、あるいはその内部の構造につきましても、衛生上の見地からいろいろ規制をするといふことをいたしているわけでございますが、今回のような問題が起つておりますので、現在の旅館業法を何とかしてそういう線までも規制できるように改正すべきではないかというふうな御意見が強いのでございまして、私どもの方でも、そういう

にこれを取り上げて調べる、この問題について解決する意思があるのかどうか、この二点を明確にしたい。また、旅館業法の改正というものが、参事から強く言われておられるわけですが、旅館業法の改正によっても相当これは是正できる。だから今強力な行政措置というものは一体何か。

それから旅館業法の改正を積極的にするかやる意思があるかどうか、その点ですね。

それから文部省の方としては手ばかりがあったというふうなことを言っておりますが、もっと積極的にさらに手を打つことを考えておられないのかどうか、いろいろの問題があるけれども、これを急進に進めて、都の方では三月末にこの結論を出すといっているのだから、そういった点について関係各省と連絡をとって、もっと積極的に進行するような方法を考えているかどうか、以上の点について整理する意味で一つお答えを願いたいと思ふ。

○政府委員(町田稔君) 文教地区につきましましては、御承知のようにその規制の内容は全部条例で定めることになっております。それで条例の内容が非常に広範囲に各種の建築物を規制する内容になっております場合には、小学校を中心としてかなり広く文教地区を指定してしましますと他に支障が起ることもございまして、小学校を中心として指定をする場合にきましては、かなりいろいろの条件をつけて、たとえば今回の場合のように、非常に弊害が現に起っているというふうな所につきまして、この地区の指定をするといきましては改訂すべき条文はいろいろ

のじやないかと思つております。そういう意味におきまして多少今後研究を要する点もございまして、先刻小学校を中心としての指定についてはなお考えたい、こう申し上げたのでありまして、十分今後一つその点検討したいと思ひます。

なお、具体的に東京都から鳩森の地区についての文教地区指定の申し出がございました際には、これは建設省といたしまして当委員会の御趣旨に沿つて善処したいと思ひます。

○委員長(岡三郎君) そうすると期間的に言つと、東京都の建築局長の言は三月一ぱいに結論を出すと言つておりますが、それに即応して検討を続けられて、最も近い期間において結論を出すようにしてもらいたいと思ふのですが、その点はいかがですか。

○政府委員(町田稔君) 御趣旨に沿つて善処したいと思ひます。

○政府委員(山口正義君) 第一点の旅館業法の改正の問題でございますが、これは現在の旅館業法は先ほども申し上げましたように公衆衛生の立場からの立法になつております。この旅館業法の形に風紀上の観点からの規制を何らかの形で加えるべきではないかという御意見は長い間の御意見でございまして、先ほど委員長もおっしゃいましたように、ことしの四月から旅館防止法が施行になるわけでございまして、先般の旅館防止法施行に伴つて旅館業法の改正を行うべきであるという御答申が出ておりますので、私どもの方におきましては改訂すべき条文はいろいろ

あると思ふのでございまして、それらを盛り込んで、それに加えて今回のような周囲に対する影響というふうな点も考えに入れて旅館業法の改正を今準備中でございまして、案ができましたならば本国会に御審議をお願いしたい、そういうふうな考へてゐるわけでございます。

それから強力な行政措置とはどういうことを意味するかというお尋ねでございますが、これは当面の問題といたしまして、いづれ旅館業法が国会で改正、御可決になりますればその施行に伴つて行政指導をやつていかなければならないのでございまして、当面の問題といたしまして、東京都の現在の鳩森小学校付近の旅館営業につきましまして、これら申請、現在申請しておりますもの、あるいはこれから申請しようという考へを持つておりますものに対する指導、それから現に営業しておりますものに対する指導、その二つに分れると思ふのでございまして、厚生省から都知事に対して通牒を出しまして、その内容といたしましては――行政指導の内容はいろいろと考へられると思ふのでございまして、自発的に許可の申請を取り下げるように積極的に働きかけるといふようなこと、それから現に保健所ごとに設置されております営業関係の協議機関その他の関係行政機関、あるいは地区周囲の代表機関などを加へて極力その組織を活用していつてもらいたいといふようなこと、その他数々考へてゐるのでございしますが、そういう点を東京都と打ち合せをしまして、東京都知事に対して指示をし、こういう指示を東京都に出したといふことを全国的に通牒を流しま

して、もしも万法の改正が行われます前にいろいろな事態が起る場合にそれを未然に防止したい、そういうふうな考へでございまして、そういう事態が起らないことは希望しておりますけれども、とりあへずの措置としてそういう通牒を出したい、そういうふうな考へておるわけでございます。

○委員長(岡三郎君) もう一問。旅館業法の改正はいつころ出しますか、大體の見通しは。

○政府委員(山口正義君) 現在厚生省内で大體案を検討して大體の素案ができ上つております。これから関係各省と相談してから最後の成案になると思ひますので、今月の半ば過ぎには国会に提出できるような運びにもつていきたい、そういうふうな考へております。

○委員長(岡三郎君) それで可決されるまでに強力な手を打つていただくといふことについて発言があつてまあ安心したわけですが、これはぜひとも鳩森を中心として十程度度出しておるということでありまして、その点は心配ないと思ふんですが、特段に御留意願つてそのほかの面についてもありませんか。

文部省は先ほど法律的にいつて学校教育法云々という改正の問題を言われたんですが、それに関連して道徳教育の基礎をつちかうという建前で、積極的にこれからいろいろと手を打たれることと思ふんですが、もう一段強力な文教の責にある方として積極的な御発言を願つたらどうかと思ふんですが、小林さんどうですか。

○政府委員(小林行雄君) 積極的にさうに手を打つてというお尋ねでございますが、

すが、教育環境の維持ということは教育上根本の問題でございまして、この問題について文部省が手をこまねいて傍観するといふようなことを考へてはおりません。単に通牒を府県の教育委員会あてに出したということだけでなしに、国会の御意見に従つて、また学童の父兄の強い要望に従つて具体的な解決の方法を関係の各省と十分連絡をとりまして考へて参りたいと思つております。学校環境の問題でございまして、文部省が中心になつてそういう方法を推進して参りたい、こういうふうな考へております。

○委員長(岡三郎君) 私は小林さんにお尋ねしたいのは、これは大臣にお尋ねするのが至当だと思ふんですが、結局法的な規制の仕方を積極的に各省でやつてもらふとともに、これはやっぱり積極的道徳教育の高揚という面で、鳩森のようなあつたP.T.A.が環境浄化協議会というものを作つたんです、結局手おくれにならぬように積極的なP.T.A.なり、あるいはこれの周辺の諸官庁ですね、そういったものが手を組んでこういう浄化運動を民衆の中から、社会教育の面を通じてということも言われたんですが、民衆の中から積極的にその子弟の環境を守つていくのだという、そういうふうな指導というものは、法規を作るといふこと以上に私は効果があるのではないかと考へるのです。だからそういう点の指導というものを積極的にやつてもらいたいのだ、そういう点はどうですか。

○政府委員(小林行雄君) 制度的法的な規制という面のほかに、事の根本に關する問題として、まあ具体的な例で

申しますれば、都民の徳義心とか、あるいは広く言えば国民全体の徳義心の問題という問題でございませう。これについてはやはり文部省としても何らかの方策を考えていかなければならぬと思っております。またそれと同時に先ほど厚生省の政府委員の御発言にもございましたように、たとえば保健所でも許可する場合の諸機関というふうなものにそういつた学校の代表なり、あるいはPTAの意見が反映するような方法も一つの方法ではないかと思っております。いずれにいたしましても国民全体に関連する、国民の性道徳に関連する非常に大きな問題でございませうので、文部省といたしましても単に法的な規制のみならず、道義心の養成という点についても十分に配慮をいたして参りたいと思っております。

○委員長(岡三郎君) ほかに質問ございますか。

○松永忠三君 文部省にお尋ねするわけでありませうが、今いろいろ御発言があったわけでありませうが、環境浄化について特にその世論を起すというふうな意味から考えても、直ちにとにかく文教地区設定の運動というふうなものも起す必要があるというふうに私も考へております。通牒を見ても学校環境の維持保全について万全を期せられるというふうなことの抽象的な内容であるわけでありませうけれども、今直ちに文部省がこの問題について直接的に効果を上げる問題として文教地区指定の運動等を全国的に起していくというふうな考へはないのかどうか。もちろん今建設省の方からお話があったように、文教地区の内容というふうなものについては検討を要する

としても、各地方の条例で設定するところであるので、こういう面については十分各地で実情に即して実施をするにしても、とにかく文教地区設定の運動を起すというところが環境浄化の具体的な、一般的な運動を起すゆえんになると思われる考へであるので、直ちにそういう運動を起していき、この問題を幾らかでも解決をしていくというふうなことにしているのはどういうふうにお考へになつてゐるのか。

なおもう一点、全国で一体条例を設定をして、文教地区の設定の条例を作っている県がどのくらいあるものか。私の考へておるところでは非常に少ないように考へておるわけでありませうけれども、そういう点から考へてみて、そういう地区設定の条例すらもできてない現状から考へてみると、直ちにこの問題等については手をつけていたいただきたいというふうに考へるわけでありませうけれども、この点についてどういうふうにお考へになつておるかお聞したいわけではあります。

○政府委員(小林行雄君) 文教地区指定の運動を全国的に起したらというふうなお尋ねと思ひましたが、もちろんこうした学校環境の維持について文教地区の指定ということがきつめて大きな具体的な方策の一つだと思つております。ただ従来から現在までにおきましては具体的にこの条例のできておるところは、私どもの調べでは東京都と山形県だけのようについておられます。しかしそれ以外の府県について果して問題がないかどうかという事になりまして、そう簡単には考へられないと思ひますので、実は先般全国の教育長が集まりましたときにも私の方から出向

きまして、この最近の千駄ヶ谷地区の状況について話をし、環境の維持について、文教地区の設定と環境の維持について皆さん十分考へてもらいたいという話をいたしましたような次第でございませう。教育委員会では、この文教地区の設定ということが建築関係の法規に載つております。具体的にまだそれを十分知つていないという方もあつたというふうな実情でございしたので、今後はこのような環境地区の維持というふうな、文教地区の設定というふうなことにしても十分研究してもらつたうに指導をいたして参りたいと思ひます。

○野本吉吉君 簡単なことですが、一、二点お伺ひいたします。

この建築基準法で見ますと、建築してはならないといういろいろな制限規定が数多くあるわけですが、ところがその制限規定のあとにみなたし書きがつけられてあつて、「特定行政庁が住居の安全を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。」これに類するたし書きが全部ついておるのである。これは実情からいいますとどういふことになつておるのでしょうか。

○政府委員(町田稔君) ただいま御質問のございましたたし書きの点でございますが、建築基準法にはたし書きのついておりますのは用途地域の制限の場合についておるのであります。用途地域に指定いたしますと、かなり多数の種類の建築物が一挙に制限を原則的には受けるわけでございますが、たとえば文教地区等におきましては、一せいに旅館を制限いたしまして、そこに住んでいる学生等の下宿等

はこれは必要な場合もございませう。そういうもの、これは一例でございませうけれども、たし書きで救われない実情に沿わないという場合も考へられるものでございませうので、たし書きがそういう場合に置いてあるわけでございます。そして、それに従つて適正な運用をいたしておるという状況であります。

○野本吉吉君 私がこのたし書きに對する行政庁の認識判断、運用というものがある今日のような事態を起して、一つの素因になつておるのではないかと、このことを想像するわけですが、従つて現在起つておりますいろいろな問題につきましまして、このたし書きの趣旨というものの對して、教育的な考慮が払われておらないという、あるいはそれが足りないという点から今のような事態が起つてくるのではないかと、この点について国としては地方のこれらの事態を救う行政庁に対して十分な指導を必要とするのではないかと、思ひますが、どうでしょうか。

○政府委員(町田稔君) 確かにたし書きの運用を誤りますというところ、せつなく指定いたしましたとしても効果を發揮しないわけではございますが、今回の場合の例について考へてみますと、おそらく住居専用地区なり文教地区に指定をされておつたならば、こういうことは起らなかつたと思ひます。それでいかにたし書きがありまして、そのたし書きにより骨抜きになつて、今のようないふ事態になるというふうなことは考へられなかつたと思つたのでございまして、たし書きの運用につきましましては、今後とも十分行政指導をして参りたいと思ひますが、そのために、た

午後三時二十九分懇談会を終る

○委員長(岡三郎君) それでは速記を起して。

以上で懇談会を終りまして、次に、理科教育振興法の一部を改正する法律案を議題といたします。質疑のある方は順次御発言願います。

○矢嶋三義君 まず、文部大臣の提案理由の説明の中に四行目に「初等教育

及び中等教育における理科教育を一段と充実させ」云々とあるが、ここは高等学校の教育というものは中等教育に含まれてあるのですか、それとも特に落しては何かお考えがあつてのことですか、それを承わりたいと思います。

○政府委員(内務省三郎君) 中等教育といえますのは中学校、高等学校含めて中等教育と申します。

○矢嶋三郎君 その点了承しました。

そこで文部大臣に伺いますが、理科教育の振興をはかるために、その補助対象を公立から私立まで拡大したとい

うのは、これは多年の要望であり、非常にその点けっこうだと思うのですが、岸内閣で石橋内閣の完全雇用政策を引き継いでやられているわけですが、宇田企画庁長官が衆議院で答弁されたところを調べてみますと、完全雇用政策の実現のために日本の科学技術

の飛躍的發展をはかるといふのが一つのねらいだと、従つて大学とか高等学校におけるその方面の拡大もはかるし、特にその技術者、科学教育者の養成にも力を入れ、また各級機関に十分の教師を配当して、そしてその方面における教育の振興をはかり、ひいては

日本の科学技術の水準の向上、産業の発展、完全雇用の実現、こういうものを期したいというように述べられていたのですが、そういう経済企画庁の方針と文教予算とは果してマツチしているのかという点、私は若干疑問なきを得ないのですが、大臣のこれに対する御所見を伺いたいと思います。

○国務大臣(藤尾弘吉君) 経済企画庁長官の発言の内容はよく承知いたしました。政府の方針といたしまして完全雇用に向つて努力するということにおいて、これはもうはつきりいたしておるわけでございます。その趣旨におきまして企画庁長官も抱負を述べられたと思うのであります。私どももいたしましてこの線に沿つて努力すべきことと考えております。

○矢嶋三義君 今度の予算におきまして、果してそれがマツチしておるかどうかというお尋ねでございますが、少くともその趣意につきましてはその線に沿つておるものと考えますけれども、率直に申し上げまして現実の予算というものにおきましては、必ずしも企画庁長官の仰せられた通りのものにはなつておらないのじゃないか、かように私もおそれておるわけでございます。この問題はしかし重要なことでございまして、われわれといたしましては次の機会におきましてはできるだけその線を実現するように極力努力いたしたいと今日から考へておるような次第でございます。

○矢嶋三義君 この法が成立した後ににおける補助の配分の業務は公立、私立同じところでやるわけですか。

○政府委員(内藤三郎君) 基本的な方針につきましては、初等中等教育局

でいたしますが、実際の具体的な配分につきましては、私学関係を一般的に行政しております管理局の振興課の方で扱うことになっております。

○矢嶋三義君 その際にこの公立と私立の予算の内訳等をやられるのですか。それともそういうことなく、全く同じように取り扱つていかれるつもりですか。その点はどうか聞いていますか。

○政府委員(内藤三郎君) 予算の上で私立学校につきましては今年度は一千万規定しておりますので、一千万の範囲で三十二年の配分を行うわけでございまして、将来ももちろんこれでは不足でございますので、私学関係の予算の充実に努めたいと思つております。

○矢嶋三義君 念のため伺います。三十二年の理科教育振興の要求予算三億八千四百五十万のうちの一千万、こういうのですか。

○政府委員(内藤三郎君) さようでございまして。

○矢嶋三義君 としますとね、科学技術教育の振興というものは、今度予算編成に当たっては大きな一つの方針として打ち出されたわけですが、内容は理科教育の振興は本年度に比べて二千二百五十四万七千ふえていると、私立学校に補助を拡大したのが一千万円となると、公立学校の理科教育の振興費のふえた割合というのはきわめて少いわけですね。そこでまあこの数字はともかくとして、承るところによると、中学校等の理科教育実験費というのは子供一人について一年間にまんじゅう一つですね、まんじゅう一つ分しかないそうです。あればいい方だそうですね。理科教育の振興が叫ばれながら現場においては最小限の実験も行われて

いない、また施設、設備は若干あつた場合におきましても、絶対必要な助手といふのがないというわけですね。で、理科の教師は生徒指導もあるし、生活指導もあるし、実験の準備、跡始末まで手が回らなくて、施設、設備がある程度あつてもこの助手等の充足が行われていないために実際やれない。こういう状況というのを承つていますか。

○政府委員(内藤三郎君) 理科教育に必要なのは、科学技術の振興ということですが、科学技術の振興という私、予算編成に苦勞はされましようが、もう一段の予算額の飛躍を切に望むとともに、この必要欠くべからざる助手の充実ですね、それからこの助手にりっぱな力のある人を確保できるような手を打たなければ理科教育の振興というのはいけません。この大学の志願者の様子を見ますと、もう学部は激減しているのです。経済界はちよつと活況を呈して

くる理科あるいは産業教育方面に携わつていく教師並びに助手というのは引っこ抜かれて行つてしまつておるわけですね。そうすると非常に教育に支障を来たしてくるわけで、盛んに神武以来の景気で、日本の産業基礎は拡大されつ

つあると、こういう事態が起つてからでは必要要員というものが確保されないのですね、今から私は手を打たなければならぬと思つておるわけですが、どういふ見通しと対策を持たれておるか、承つておきたい。

○政府委員(内藤三郎君) 理科教育につきましても、科学教育研究室というものを全国に約四十箇所ほど設けておりました。これによつて理科の先生の再教育をいたしておるわけでござい

ます。それから次に、ただいまちよつとお話がありましたうちで二千三百万円とふえておるが私学が二千四百ふえておるといふわけはございませんで、私立学校は前年度も一千万円でございます。本年度の二千三百万円というものは公立の分がふえておるわけであり

ます。それから今後の問題として理科教育と産業教育の面についてお話がございまして、産業教育の面と、理科教育の面はある程度関連はありますけれども、一応理科教育は理科教育の養成というふうな、私どもはこれが再教育に今後の重点を置いてやつていきたい。産業教育につきましては、別途に産業教育振興法の関係もございまして、その中で職員の養成及び待遇等について目下いろいろと努力をしております。

○矢嶋三義君 助手の点については。○政府委員(内藤三郎君) 助手につきましては、お尋ねのように、ことに産業教育の工業学校等において、助手の待遇について問題が起つておること

は存じておりますので、これが待遇改善について人事院その他とも折衝しておるところであります。

○矢嶋三義君 その助手の待遇改善について人事院と折衝中ということとは、どういう方向で努力されておるのですか。

○政府委員(内藤三郎君) 産業教育振興法によりまして、産業教育に従事する職員の待遇については特別の措置が講じられなければならないという規定がございまして、その線に沿ひまして、助手を含めて産業教育に従事し

ておる職員について何らかの特別の勤務手当、そういうようなものについて相談をしておるところであります。

○矢嶋三義君 助手は相当大切な仕事をしておりながらこういう人が公務員としての身分は持たないわけですね。従つて恩給もつかないし、退職金等についても非常に不利な取扱ひを受けているのですが、そういう人を、教育業務に携わる公務員としての身分を確保することによつてりっぱな助手を教育の場に確保して、これを通じて理科教育の振興をはかるというふうなお考え方はございませつか。

○政府委員(内藤三郎君) 助手ももちろん教育公務員の中にあるわけでございまして、ただ教諭、助教諭といふものと違ふところとありまして、教育公務員としての範疇に入るわけでありまして。ただお話のように、いわゆる本官に相当するものではないので、恩給につきましては適用はないのですけれども、当然に共済組合の長期給付等によつて、それと同様な措置が講ぜられることになっております。

○矢嶋三義君 小、中、高校にいる助手というのはほとんど用員扱いになっておるわけではしょうね。

○政府委員(内藤三郎君) 小、中学校ではあまり助手は使つていないと思ひます。ただ高等学校、ことに産業教育の高等学校ではある程度助手がいるわけでございます。特に工業あるいは農業等におきましては、相当の数の助手が必要であります。

○矢嶋三義君 そういう人は用員扱いになっておるでしよう。

○政府委員(内藤三郎君) 大体用員扱いになっております。そこでただい

ま申しましたように、共済組合の給付を受けるわけでありませう。

○矢嶋三義君 それを今後なんですね、恩給等がもらえるような身分の保障をしようという方向で努力しておられるわけですね。

○政府委員(内藤三郎君) 工業学校の助手は必ずしも用員でないと思えます。ですからそれにはやはり定員のワケがございまして、できるだけ助手も定員のワケの中に入れて、そうして教育公務員特例法として保障するようにいたしたいと思えます。

○矢嶋三義君 他の委員が質疑されたあと、この法案に関連して科学技術の振興に関する予算関係について質疑いたしたいと思っておりますが、一応ここの質問を終わります。

○委員長(岡三郎君) ほかに御質疑ございませうか。

○湯山勇君 数点お尋ねしたいのですが、それはこの法律をなぜ本年度出したか。これは昨年度も実質的には私立学校に対して理科教育の補助がいたされておったわけですが、今年度これを出しになったからといって、別は私立学校に対する予算が格段にふえたというわけのものでもありません。そうすれば、この法律を出す意味が私にはよくわからないので、これをまずお伺いしたいと思えます。

○政府委員(内藤三郎君) 昨年初めて私立学校に一千万の補助がついたわけでございます。そのときに、今後どういうふうになるかということも十分検討しております。政府内でも意見の調整をいたしまして、本年度新たにこの法案を出したのは、今後私立学校における科学教育の格段の発展

充実をはかりますため法的根拠を与えたい、こういう念願でございます。

○湯山勇君 そのお答えでは一向に納得できないのです。それじゃあどうして去年お出しにならなかったのでしょうか。逆に尋ねれば……。

○政府委員(内藤三郎君) これはまあいろいろ政府内で意見を調整をしております。大体この法律案を出すことに付いては特に大蔵当局にもいろいろ御議論もありませんし、今後の見通しを立てなければならぬので、大体この法案によって、今後公立学校並みの設備充実を要する経費の見通しをつけなければならぬので、そういう点で、いろいろと前年度折衝しておったわけですが、本年度ようやく見通しもつきましましたのでこの国会に提案したような次第でございます。

○湯山勇君 見通しもついたというのは、どういう見通しでしょうか。昨年とちつとも変らないような見通しなのか。昨年というものが本年度と同じなと思うのですが。

○政府委員(内藤三郎君) 実はこの法案を実施いたしますと、公立並みの七〇%を充実するには、約十七億ほどまだ金がかかるわけなんです。ですから、これを法案に基礎をもちまして、今後何年間の間に八億五千万、半分でございしますが、それだけの負担を伴う法律でございしますので、大蔵当局も相当慎重であつたわけで、ようやく関係の間で話し合いがつかしましたので、この法案を提出し、今後公立学校並みに格段の充実をはかって参りたい、こういう趣旨でございます。

○湯山勇君 そうすると、八億五千万

は、大体何カ年間でお出しになる予定ですか、というのは、一千万円ずつ出していけば、八十五年かかるわけですね。法律を出す以上は、そんなに八十五年先のことはお考えにならないと思えますが、こういう法律をお出しになるというのには、ある程度見通しがあるんじゃないですか。大蔵省との話し合いはどうか。

○政府委員(内藤三郎君) お尋ねの点が一番問題になったわけで、そこでこたへたとしておりました。この法案を出す以上は、公立並みの整備計画によつて私立学校を充実したい。ですから、今のところ文部省の当初予算でも同様に、当初予算、公立の場合でも十三年計画を立てておりましたので、来年度に、三十三年以降の問題になりませんが、これをどの程度の計画で充足するかは、今後公立とのバランスを考えまして、検討したいと思えます。

○湯山勇君 それでは大体十三年間には目標を達成することができるといってお見通しを持っておられると解釈してよろしいでしょうか。

○政府委員(内藤三郎君) できるだけそれよりも早い期間に充足するようにはいたしたい。たまたま昨年度の要求が十三分の一だというわけでありまして、これからの要求につきましまして、よく検討いたしまして、なるべく早い機会に科学の振興ができるように、年次計画をとどめるようにいたしたいと考えております。

○国務大臣(藤尾弘吉君) 政府委員の答弁に、私からちよつと補足いたしたいと思えます。お話の通りに今年度の予算の内容から申しますれば、日暮れ

て道遠しの感を持たれるわけでありませう。私決してこれで十分と考えておりません。のみならず、最初に矢嶋さんから御質問もございましたように、科学技術の振興ということは、日本としては急務であらうと考えております。

ひとり初等中等教育だけではございせんが、全般を通じて、科学技術教育の振興は非常に急がなければならぬと私は考えておるわけでありませう。私としては次の通常国会の際に、極力その間努力いたしまして、科学技術教育の振興については、もっと大幅な伸展をみるようにいたしたいと考えておりますので、今の初等中等教育における科学技術教育の振興が、今までの法律のみでやると十三年かかるというようなお話がございましたが、さうなことではどうにもなりません。ぬいで、公立にいたしまして、私立にいたしまして、もっと早い期間にある程度目的が達せられるように努力してみたいと考えております。

○湯山勇君 大臣の御答弁をいたしたいに期待をいたしております。お願いいたします。今度事務的なこととすけれども、昨年度のために、当然私立学校法によつて省令がなければならぬのです。それは私立学校法の第五十九条でございますが、国又は地方公共団体は、教育の振興上必要があるとき、教育の振興上必要があるとき、文部省令又は当該地方公共団体の条例で定める手続に従つて援助を申請した学校法人に対し、補助金を支出し、云々となつております。昨年度の一千万の補助については省令がなければならぬ、条例とい

うことはありませんから、これはどういふような手続で昨年お出しになったか伺いたいと思えます。

○政府委員(内藤三郎君) これは私立学校の法規定を適用受けませんので、理科教育振興法の規定に基づいて行なつておるわけでありませう。

○湯山勇君 この出された法律に、国が学校法人に補助する場合に、私立学校法の五十九条第二項から第六項までの規定の適用がある、こういうふう書いてありますが、そうすると、やはりこれは私立学校法と無関係というわけにはいかないと思えます。昨年は理振法の適用がない段階ですから、そうすると、唯一の適用といえは私立学校法しかないと思うのですが、これはどうですか。

○政府委員(内藤三郎君) もちろんお話の点は施行規則によつておるわけですが、ただ法体系としては理科教育振興法の法体系であります。

○湯山勇君 つまり私がお尋ねをしてゐるのは、今年からはおっしゃるような方法でもいいかと思うのですが、昨年度出るときには省令が何かなければ出せないように思ふ、御提案中のこの法律がなかったのですから……。そうすると、出せる法律といえは、私立学校法しかないわけですね。そうすると私立学校法の五十九条といえは、そのための省令がなければならぬ。そういうものがちゃんとおできになつておるのかどうか。

○政府委員(内藤三郎君) これは私立学校法施行規則でやつてゐるわけでありませう。去年は……。

○湯山勇君 その施行規則というものは、五十九条に規定した省令というも

のに該当しますか、手続等規定してあるわけですか。

○政府委員(内藤三郎君) さようでございます。

○湯山勇君 それじゃ、大へんむずかしいことをお聞きするのは、あとでお聞きするのに関係があるからですけれども、そうすると、それによって、出すことができるのであれば、今後理振法ができれば、それと別個の省令を作りになるわけですか、出す手続等については……

○政府委員(内藤三郎君) 従前の施行規則で手続等はやっていきたいと思ひます。

○湯山勇君 なお、私ももう少し調べてみたいと思ひますから……その規則等も拝見しまして、そこで理科教育振興法の理科教育審議会との関係は、私立学校の場合はどうなんでしょうか。先ほど矢嶋委員の御質問に対する答弁の中では、公立学校の場合は初中局の方でおやりになる、それから私立学校の場合は管理局の方で実質的にはやるようになるだろうというお話ですが、そうすると理科教育審議会というのは、もともと大きい立場から、理科教育の分野をみていく審議会だと思ひますので、これとの関係が、少しおかしいことになるのじゃないかという疑問が起るわけですが、これはどういうことになるのでしょうか。

○政府委員(内藤三郎君) 理科教育審議会では、一般的なことを定めるわけでございますが、もちろん方針等について一般的な原則は公私立を区別しないわけでございます。ただ具体的に配分の事務は、公立学校については初等中等教育局、私学の分につきましては管

理局の方で配分の事務を行う、こういうわけでございます。

○湯山勇君 そうすると、私立学校の方への配分の基礎になる事項とか、そういうことについては理科教育審議会が、やはり大臣の諮問に應ずる、こういう形になりますか。

○政府委員(内藤三郎君) さようでございます。

○委員長(岡三郎君) なお、ここでちょっと申し上げますが、会計検査院事務総局第二局長の保岡君が見えております。念のために申し上げます。

○湯山勇君 せっかくおいでいたしている会計検査院にお尋ねいたしますが、こういうふうにして私立学校に出された補助に対する会計検査院の検査は、どういうふうに従来なされているのでしょうか。

○説明員(保岡豊君) 今の御審議になつております私立学校の小学校、中学校、高等学校に対する私立学校の補助の今までの検査については、書面検査でやっているだけでありまして、実際に現場に行きましての实地検査はいたしておりません。それは手が回らなかつたわけでございます。

○湯山勇君 そうすると、書面だけで、この補助金の使用の適正化はかかるという御判断には立っていないので、手が回らないから、やむを得ずそういう方法をとっている、こういうふうには解釈してよろしうございませうか。

○説明員(保岡豊君) 一応書面におきまして申請書もついております。指令書もついております。そういうふうな会計検査院計算証明規則でなっております。それによって検査しております

から、その支出の請求書、領収書も決議書もついております。それによりまして一応の検査を了したものと認めておりますが、それに対して疑問のある点は、現地にいかなくてはなりません。今までもどうして現地に行かなくては検査が完了しないと思ひましたものはなかつたわけでありまして、

○湯山勇君 ちょっと御答弁がつかないと思ひます。人手があれば実際に現場についてやりたい、そしてまたやるべきだというお考えであるけれども、人手がないためにやれないのだというように先ほどの御答弁はあつたわけですが、けれども、あつた方の御答弁は、そうじゃなくて、実際は今やっておりますので十分だという御答弁では矛盾しておるのだと思ひます。それだけでも、

○説明員(保岡豊君) 一応の検査はそれで了しております。しかしながらその指令書によって確認するという必要が検査の徹底から申せば必要かと思ひます。しかしそういうことは時間の関係、人手の関係でできませんので、一応の計算証明規則で成立されております書面によりまして、検査を了することになつております。それで重要なもの、私どもの補助によりまして金額の大きいようなものは实地検査をしてい

るようなわけでございまして、それで人手がだんだん回り、手が回るようになっていく、だんだん小さいところまでいく、こういう関係でございます。

○湯山勇君 この私立学校に対するものは公立学校に対するものよりも、なおいろいろなこれに対するまあ罰則といひますか、罰則という言葉は悪いかもしれませぬけれども、これを取り上げる規定とか、そういうものは厳重になつております。そこでこの会計検査院としましては、よりそういう点については注意されなくてはならないのが常態ではないかと思ひます。それけれども、実際問題がそういうふうになつておるということだとすれば、これは非常に問題がいろいろなところで出てくるのじゃないかという感じがするのではありませんか、これについての会計検査院の御見解を伺いたしたいと思います。さらにもう少し詳しく申し上げますと、この予算が助成の目的に照らして不適当である場合、そういう場合には、文部省が予算の変更を命ずることもできるような規定があります。そうすると、そういうのを検査されて、検査院がこれは不当だと認めになった場合には、その学校を不当としてやられるのか、あるいは予算を変更させた文部省をおやりになるのか、こういう点も問題としてあると思ひます。それから、もし会計検査院の方で調べた上で、これが法令に基づくことに使われてないということであれば、文部省がされるのだと思ひますけれども、役員の解職をさせる、こういう厳重な規定まであるわけですか。そういういたしますと、相当自由であるべき私立学校の内容に立ち入ってずいぶん厳重な検査をしなければならぬというふうなことが考えられますので、この辺についてどうお考えになつておられるのかを伺いたしたのでお聞きしてはいるわけですが、

○説明員(保岡豊君) ただいまの法律、または補助金の適正化法によりまして、あらゆる補助金についてはいとおっしゃいましたようなことがござい

ます。指令書通りに使っているか、使っ

ていないかというようなこと、また変更しているのじゃないかというようなこと、これも非常にあらゆる場合に補助がございまして、それでかなり金額の大きいところによりましては、どうしても書面だけではやっていけませんので、实地検査に行つてい

ております。今ここで御審議になつておりますものは、比較的金額が小さいのでございまして、それで先ほども申しましたように、できることなら徹底すれば徹底するのだけれども、实地検査の方は行かずに書面検査でやっております。参考までに申し上げますけれども、大学の設備の補助金につきましては、今までも实地に行つてやっております。そこでその文部省の方を批難するのとか、相手方の私立学校を批難するのとかおっしゃいます件につきましては、一応相手方を検査するために、会計検査院法の二十三条で指定をしてやることになつておりますが、文部省の検査の延長として今までは实地に行く場合はやっておりますので、今そのところで、今までも批難事項が出ませんでしたけれども、批難事項が出た場合は文部省の批難に相当すると思ひます。

○湯山勇君 大体わかりました。

○委員長(岡三郎君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(岡三郎君) 速記を始めて。本件に対する質疑はまだ相当あるものと考えますが、文部大臣に所用がございまして、今日はこの程度とし、次回は十一日に審議をいたします。

本日はこれにて散会いたします。午後三時五十七分散会